

憲法からみるPTA 強制加入は「結社しない自由」侵す

木村草太（首都大学東京准教授）

朝日新聞 2013年04月23日

「どうする？ PTA改革 札幌小の取り組み」（2月16日付朝日新聞朝刊）などの記事に、2児の父である筆者も強い関心を持った。任意加入の団体であることを明示した上で、より良いPTAを実現しようとする活動に共感した。一方で、その活動が困難なのは、PTAや保護者会といった団体の在り方について法律家がきちんと説明する努力を怠ってきたからではないかと感じた。そこで、法律家の視点から検討してみたい。

憲法21条は「結社の自由」を保障する。この自由には、自由に団体を作って良いという「結社する自由」と同時に、自分の望まない団体には入らなくて良いという「結社しない自由」があることを忘れてはならない。つまり、PTAなどの団体は、その趣旨に賛同する人が自由に結成するものであり（結社する自由）、望まない人に加入を強制してはならない（結社しない自由）、というのが憲法上の大原則になる。

「強制加入でよいはずだ」と考える人もいるかもしれないが、強制加入制度が許されるのは、公益上の必要があり、かつ、法律の根拠がある場合（例えば、健康保険組合や弁護士会など）に限られる。教育基本法にも学校教育法にも、加入を義務付ける規定がない以上、PTAは法的には任意加入の団体である。したがって、強制・自動加入を定める規約や慣習があっても、法的には無効になる。

また、PTAはあくまで学校から独立した団体だから、学校がPTAに在校生や保護者の名簿を提供するのは、個人情報保護法が禁ずる個人情報の第三者提供になる。会員名簿を作りたいなら、積極的に加入意思を示した人に加入申請書を書いてもらい、PTA自身がそれを集めるべきだ。

強制・自動加入体制を敷いたり、参加しない保護者に圧力をかけたりするのはやめた方がいい。強制徴収した会費でプレゼントを配るのは一種の押し売りになる。会員への労役強要や非会員への心理的圧力が過大になってイジメのような事態に発展すれば、不法行為として役員やPTAが損害賠償を請求される危険すらある。

このように、PTAは（1）完全な任意加入（2）学校からの独立（3）圧力・イジメの厳禁という3原則に従って運営されなければならない。

子どもや学校、地域社会のために何ができると考えるかは、人によって異なる。PTAの趣旨に賛同する人々は、PTAで活躍してほしい。他方、企業活動を通じた社会貢献や、家庭でじっくりと子どもと過ごす時間を重視したい人などには、その自由を認めるべきだ。自発的に参加するからこそ、参加者は知恵を絞り、楽しく有意義な団体活動が実現する。憲法が結社の自由を保障する理由は、こういうところにある。